

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 1 回松阪市自治体新電力事業に係る事業パートナー公募型プロポーザル選定委員会
2. 開 催 日 時	平成 29 年 5 月 19 日（金） 午前 10 時 00 分から
3. 開 催 場 所	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所本庁舎本館 5 階特別会議室
4. 出席者氏名	（委員） 大谷久美、岡浩喜、松井純、村林謹一、吉田敏昭 （事務局） 永作副市長、荒川環境課長、徳田政策係長、政策係（世古、土谷）
5. 公開及び非公開	非公開
6. 傍 聴 者 数	非公開
7. 担 当	松阪市環境生活部環境課政策係 TFL 0598-53-4425 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （1）委嘱状及び辞令の交付について
- （2）委員長・副委員長の選任について
- （3）公募型プロポーザル実施要領の策定について
- （4）公募型プロポーザル審査方法及び審査基準の策定について
- （5）新電力事業会社の共同設立に向けた協定書案の策定について
- （6）その他

議事録

次頁以降に掲載

**第1回松阪市自治体新電力事業に係る事業パートナー
公募型プロポーザル選定委員会 議事録**

日 時 : 平成29年5月19日(金)10時00分～12時00分

場 所 : 松阪市役所本庁舎本館 5階特別会議室

出席者 : 10名

審議会委員 5名

大谷久美、岡浩喜、松井純、村林謹一、吉田敏昭

事務局 5名

永作副市長、荒川環境課長、徳田政策係長、政策係(世古、土谷)

〈議 事〉

1. 委嘱状の交付について

※永作副市長から各委員に対し委嘱状を交付

※委員及び事務局自己紹介

2. 委員長・副委員長の選任について

※委員の互選により委員長及び副委員長を決定

3. 公募型プロポーザル実施要領の策定について

4. 公募型プロポーザル審査方法及び審査基準の策定について

※事務局から両事項について説明

委 員 : この会議及びプレゼンテーションは非公開だが、結果の点数等の公表は行うとの説明であった。選定委員会が終わった後の情報公開請求についてどのような対応をするのか。

事務局 : プレゼンテーションの内容については企業から提供される資料は企業ノウハウを含んでいるため、情報公開請求の内容を事業者と協議する。しかしながら、ほとんどが企業ノウハウになるため公開するとしても部分的という対応になると想定している。

委 員 : ということは事業や選定が終わるまでは意思形成過程も含めて情報公開請求があったとしても非公開、選定終了後でも企業の情報については原則非公開で、部分的に公開する可能性があるという理解でよいか。

事務局 : その通り。

委 員 : 結果の公表の仕方は。

事務局 : 審査結果の通知及び公表のところで予定しているのは、選定された事業パートナーの名称と総合点数及び全参加者の総合点数とし、全参加者の選定以外の会社については、A社B社のような表現で点数を公開する予定である。

委員 : 先ほど、事業パートナーに求める業務内容では需給調整業務が大事であると説明されたにもかかわらず、審査の評価項目及び配点のところで、事業運営能力の需給の調整業務の遂行能力が5点は低いのではないか。地域貢献ポテンシャルや将来の事業展開の方向性を10点、事業計画や事業の収益性という最も重要なところが5点になっている。

事務局 : 指摘していただいた中で、需給調整業務は電力事業を遂行する上ではなくてはならないものである。プロポーザルに参加する事業者は、ほぼほぼ需給調整能力ができて当たり前だろうと考えるため、配点は高くしていない。

委員 : そういうことで配点を減らしてもよいということか。

事務局 : これができなかったら応募できないぐらいというものである。その中で需給調整能力の中に5点とさせていただいているが、事業者の中には、自社で需給調整を行うところもあれば、アウトソーシングという形で外だししているところもあると聞いている。

委員 : しかし、そこで何か差をつけておかないと、事業展開で素晴らしいことを書いていても、ここで差がなかったら将来の事業展開の方向性だけで決めることになっていいのか。事業展開で満点を取って決まっていいいのか。微妙な需給調整能力などが5点の中でしか付けようがないので、そこで決まっていいいのか。また、点数付けに関しては質問事項を含めて、想定問答を決めておかないと難しいのでは。それに対して、受け答えがきちんとできて数字が表れてくるかということを平等に質問する事項を想定していたほうがいいのか。そこに対して、返してきた言葉に対して遂行能力を見ることになると思う。そこに矛盾があるのでは。事務局側の意見が正しかったとしても、それで選んだ企業が遂行能力で劣っていても通過する可能性があるということである。

事務局 : 地域ポテンシャルや事業展開で10点としているのは、この事業の発電施設がクリーンセンターで配給先が松阪市の公共施設と固定されているので収益が出て当たり前という世界であるので、その中で地域に貢献できる策を提案いただく事業者に対して配点が大きくなることとしている。

委員 : クリーンセンター以外の調整電力は配給先の消費電力を超えないか。

事務局 : 超えないと考えている。

委員 : 話の腰を折るようだが、資料を見た限りでは、応募する企業から見るとビジネスモデルは丸投げと思われるというイメージである。

事務局 : 全国的にも17の先進事例があり、それらがモデルとなるであろう。その中で経験を積んでいる企業が応募してくると予想される。また、地域貢献ポテンシャルと将来の事業展開の方向性については、事業の次のステージへ向かう案を持っているか、そういった提案ができ、単なる需給調整業務をする会社ではなく、発展性を持っている事業者をパートナーにしたいという思いがあり、10点としている。委員の皆様方の中で需給調整能力を高くするのか、事業計画の事業の収益性の確保の配点を高くするかどうかは、議論の余地があると思う。

委員 : 収益性は大事ではある。事業計画を立てるにあたって、どのぐらいの計画を考えているのか。

事務局 : 5年以上の事業収支計画を提案することを応募条件としている。

委員 : 業者を選ぶだけでなく、長期的に評価するシステムを作るべき。

事務局 : 株主として、松阪市は51%を持つので、その中で協議していく形になると考えている。

委員 : 一次審査とプレゼンテーションの審査は同じ項目か。

事務局 : はい。

委員長 : 配点の確認について、将来の事業展開の方向性を5点にし、需給調整業務の遂行能力を10点に、あるいは事業計画を10点にさせていただくことでどうか。

委員 : 異議なし。

委員長 : では、事業計画を10点にして、将来の事業展開の方向性を5点にすることでよろしいか。

事務局 : 承知した。

委員 : 同点の場合は、どうするか。

事務局 : 事業計画のところで判断する。

5. 新電力事業会社の共同設立に向けた協定書案の策定について

※事務局側による説明

委員 : 共同設立に関する協定書としてはこれがベストである。

委員 : 新会社を運営する受託者としては、こちらの企業の名前になるのか。

事務局 : 業務を委託するのは提案者になる。

委員 : 新会社から運営を委託する。松阪市が委託するわけではないとの理解でよいか。

事務局 : はい。

6. その他

事務局 : 特に事務局の方から内容は用意していない。何かありましたらお願いします。

委員 : 採点など、変えたところを確認してほしい。

事務局 : 協定書については事務局案のままとする。採点で、事業計画を10点に、将来の事業展開の方向性を5点に下げる。

委員 : プレゼンテーションの際に、想定質問などをあらかじめ作成していただけるか。平等に評価するためには、あった方がいいと思う。

事務局 : 承知した。質問事項を考える会議は特に設けなくてもよいか。

委員 : よい。

事務局 : 仮に一次審査がない場合でも提案書を事前にお渡しさせていただく。

委員長 : では、これで終わらせていただきます。